

《認定請求書添付書類一覧》

			共通添付書類								発生状況等に応じて必要な添付書類													
			認定請求書	診断書	医療機関受診報告書	現認書又は事実証明書	及び災害発生状況図 災害発生場所の見取図	出勤簿（写）	事務分担表・作業日誌等	職務命令証明書・ 職務内容に関する書類	勤務命令簿等（写） 時間外・休日・宿日直	勤務割振表・各勤務の 勤務時間が分かる書類	出張用務を示す書類 出張命令簿（写）・	通勤届（写）	経路図	代替経路等使用理由書	日常生活上必要な 行為理由書	既往歴報告書	受診遅延理由書	傷病別事案報告書	健康診断結果	治癒報告書	調査に係る同意書	その他
公務災害	負傷	担当職務遂行中	○	○	○	○	○	○	○								※2	※3			※4	△	△	
		臨時の職務遂行中	○	○	○	○	○	○	○	○								△	△			△	△	
		時間外・休日・宿日直勤務中	○	○	○	○	○	○	○	※5								△	△			△	△	
		交代制勤務中	○	○	○	○	○	○	○		○							△	△			△	△	
		出張中	○	○	○	○	○	○	○			※6		△				△	△			△	△	
		特別な事情下での通勤途上	○	○	○	○	○	○	○	△※7	△※7	△※7		○	○	△	△	△	△			△	△	※7
		訓練中、研修中、レクリエーション中	○	○	○	○	○	○	○									△	△			△	△	※8
		疾病	熱中症	○	○	○	○	○	○	○										△	○	○3年分	△	△
	汚染血液のばく露		○	○	○	○	○	○	○										△			△	△	※9
	災害性腰痛		○	○	○	○	○	○	○										△	○		△	△	
	非災害性腰痛		○	○	○	○	○	※10	○	※11	△							○		○	○5年分	△	○	※12
	上肢障害（頸肩腕症候群等）		○	○	○	○	○	※10	○	※11	△							○		○	○5年分	△	○	※12
	脳・心臓疾患、精神疾患		○	○	○	○	○	※10	○	※11	△		○					○			○5年分	△	○	※12
	その他の疾病		○	○	○	○	○	○	○									○			△	△	○	※12
	通勤災害		届出の経路上	○	○	○	○	○	△		△※5	△		○	○				△	△			△	△
		届出と異なる経路・手段の場合	○	○	○	○	○	△		△※5	△		○	○	○			△	△			△	△	
		逸脱・中断がある場合	○	○	○	○	○	△		△※5	△		○	○		○		△	△			△	△	
■ 第三者加害事案の場合は、上記の書類のほか次の書類も追加で提出してください。 ・ 第三者行為調書 （※交通事故の場合とそれ以外で様式が異なるのでご注意ください。） ・ 交通事故証明書 （※交通事故の場合に限ります。人身事故扱いではない場合は「人身事故証明書入手不能理由書」を併せて提出してください。） ・ 念書（兼同意書） ・ 確約書 （※補償先行の場合に限ります。相手方任意保険会社が対応する場合は提出不要です。）																								

（注）○印の書類は必ず添付してください。△印の書類は災害発生状況等に応じて必要な書類を添付してください。
上記の書類以外にも、事案に応じ基金が必要と認めた書類について提出を求めることがあります。

- ※1 臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員の場合、任用根拠を確認できる書類（任用辞令の写し、根拠規定等）を提出してください。
常勤的非常勤職員に該当する場合、常勤的非常勤の要件を満たすことが確認できる書類（被災から過去1年間の雇用条件通知書の写し・出勤簿の写し等）を提出してください。
- ※2 頸部、腰部、肩関節、膝関節、アキレス腱に係る負傷、脱臼、肉離れ、疾病の事案、その他基金から指示があった場合に提出してください。
- ※3 医療機関の受診が遅延した場合（被災日の翌々日以降に受診した場合）に提出してください。
- ※4 認定請求時点において既に受診が終了している場合は提出してください。
- ※5 時間外（休日）勤務命令簿を作成していない職員（管理職、教員等）の場合、所属長等による時間外勤務証明書を提出してください。
- ※6 自家用車使用中の災害の場合、自家用車使用承諾書を提出してください。
- ※7 特別な事情下での出勤であることを示す書類を提出してください。
- ※8 次の書類を追加で提出してください。
（訓練中）…訓練計画書、訓練参加名簿 （日常的訓練のため作成されていない場合は不要）
（研修中）…研修実施要領
（レクリエーション参加中）…実施要綱等任命権者が企画・立案・実施したことを示す書類、所属長への開催通知、参加者名簿、競技等日程表、職専免承認（申請）簿（写）（職専免を取得した場合に限る）
- ※9 被災職員及び感染源患者の血液検査の結果の写しを提出してください。
- ※10 発症前1年程度の出勤簿を提出してください。
- ※11 発症前半～1年程度の時間外勤務命令簿等を提出してください。
- ※12 事案に応じて別途提出が必要な書類がありますので、事前に任命権者を通じて基金支部まで必要書類をお問い合わせください。